

輪島市監査公表第30号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年11月2日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象課

平成28年10月26日（水） 土木課、門前総合支所地域整備課

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

### 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

### 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○道路橋梁整備事業費については、交付金申請にあたって財政課と連携してより有利な地方債活用に工夫をしているようであり、この努力を継続して頂きたい。公共事業における経済合理主義は、妥当投資額「B（便益）/C（コスト）」の算定結果にもみられるように「高齢化・過疎」が課題となっている当地域では事業の採択・進捗に不利であり何らかの対応策が必要と思われる。また市では、道路橋梁維持における除草業務を各地区的住民とボランティアに頼っているが、地区住民に委託作業をお願いする方法だけでは限界があるようにも思われる。今後とも道路橋梁整備は、長期的視野と計画性を持って維持管理に努められたい。

○地元建設業は災害・除雪対応に大きな役割を果たしているのは紛れもない事実である。事業縮小と高齢化等により、近い将来企業数が減少することも十分考えられことから、地域社会にとって必要な企業として、健全な育成に配慮することも重要である。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。